

市議会第2回定例会

補正予算案等を提出

令和3年八幡市議会第2回定期例会が6月11日に開会され、市は令和3年度一般会計補正予算案などを議案と報告3件を提出しました。

補正予算案は令和3年度の一般会計予算に1億4千750万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を294億4千250万円としました。

主な補正予算案は、低所得の子育て世帯を対象に児童1人につき5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費6千100万円、公園施設整備費1千230万円、外国人児童生徒への日本語習得の指導および

人権学習計画作成に要する経費110万円などです。条例案は、押印を求める手続につき等のための関係条例の見直し等のための関係条例の整備に関する条例案、八幡市税案、八幡市手数料条例の一部を改正する条例案です。

令和元年度から令和3年度までを期間とする第7次行財政改革実施計画の進捗状況などについて、ご意見をいたずらに行財政改革検討懇談会を開催しますので、傍聴を希望される人はお越しください。

懇談会では、令和2年度の取組結果について報告を行い、各委員からのご意見をいただきます。委員からの主な意見は、今後の行財政改革の取り組みに反映させることとしています。

行財政改革検討懇談会を傍聴できます

△日時 7月15日(木)午前10時△場所 市役所分庁舎2階会議室A
△傍聴方法 当日の午前9時40分～50分に会場入口にて受け付けします。
△定員 5名(先着順)
△備考 ※コロナ禍により、開催方法を変更する場合があります。

このほど、第5次八幡市総合計画第4次実施計画を策定しました。実施計画とは、総合計画に掲げる施策を実現するための具体的な取り組みをまとめたものです。今回策定した第4次実施計画

間政策推進課(☎983-1014)

間財政課(☎983-1697)

作品募集



第五回徒然草エツセイ大賞

作品募集

- ③小学生の部 800字以内(大賞)(副賞5千円)
- ※①～③とも大賞1編、優秀賞3編、佳作5編で各賞とも副賞あります。
- ②応募期間 7月1日(木)～10月14日(木)必着。

賞(副賞1万円)

- ◆応募方法 作品とは別の用紙に作品タイトル、氏名(ふりがな)、年齢、性別、職業、学校名と学年(小中高生の場合)、郵便番号、住所、電話番号、この賞を何で知ったか、Eメールアドレス(お持ちの場合)を明記し、必ず作品に添付して、次のいずれかの方法から応募してください。
- 郵送 〒614-8501 市役所社会教育課「徒然草エツセイ大賞」事務局
- 専用ホームページの専用フォーム(QRコード)は7月1日から閲覧可能です。
- Eメール yawata@tsurezur-e-essay.jp

※1人1作品限りまで。

※応募資格など詳しくは専用ホームページでご確認ください。

間社会教育課(☎983-5674)

入し、「地域社会を支える力について」をテーマとした800字以内の小論文を添えて、7月16日(金)までに郵送(〒614-8093 八幡三本橋59-9 市役所福祉総務課)または持参。※当日消印有効。

間福祉総務課(☎983-1334)

八幡市特別職報酬等審議会

市長、副市長、教育長等の給与額、市議会議員の議員報酬や政務活動費の審議について、意見や提言をいただきます。

△対象 市内在住で満18歳以上満75歳未満の人△任期 委嘱日から令和4年3月(予定)まで△会議は平日昼間に2時間程度の開催を予定。

△募集人数 1人△報酬 1回あたり6,600円

△応募方法 「市長等の給料や市議会議員の報酬について」をテーマとした800字以内の小論文に住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を記入し、7月16日(金)までに郵送(〒614-8501 市役所人事課(住所不要))。※当日消印有効。

間人事課(☎983-1792)

雨水貯留施設(タンク)設置助成金について



雨水の流出抑制や庭木への散水、非常用の生活用水などへの有効活用を図るため、雨水を溜める施設(雨水

を従来の一括して質問する方式とともに一問一答方式を加え、併用も可能とされました。

じのような質問方式でも質問で少し困るのは憲法についてです。特に憲法第9条については、ともに議論すべきものと思うからです。

私は、原則国会で議論されるべきものとの前提に(じの解釈をとるかは別として、共通の理解を確認す

るのではないかと思っています。

るためにも)市議会での議論によ

るかに幅広い視点から議論する必要がある旨を答弁してまいりました。

具体的には、前文の「国際社会に

おいて、名譽ある地位を占めたいと

思ふ」との位置づけ、憲法第98条第

2項との整合性(憲法と国際法遵守との関係)、そして日本国憲法およ

び大日本帝国憲法とともに、平和時に

一度も改正されていないことなど

はどう考えるのかなどです。

さらには「憲法も法か」で有名な

自然法論と法実証主義についても議論できれば、共通の理解がより深ま

るのではないかと思っています。

論すべきものとの前提に(じの解釈をとるべ

きものとの前提に(じの解釈をとるべ

き